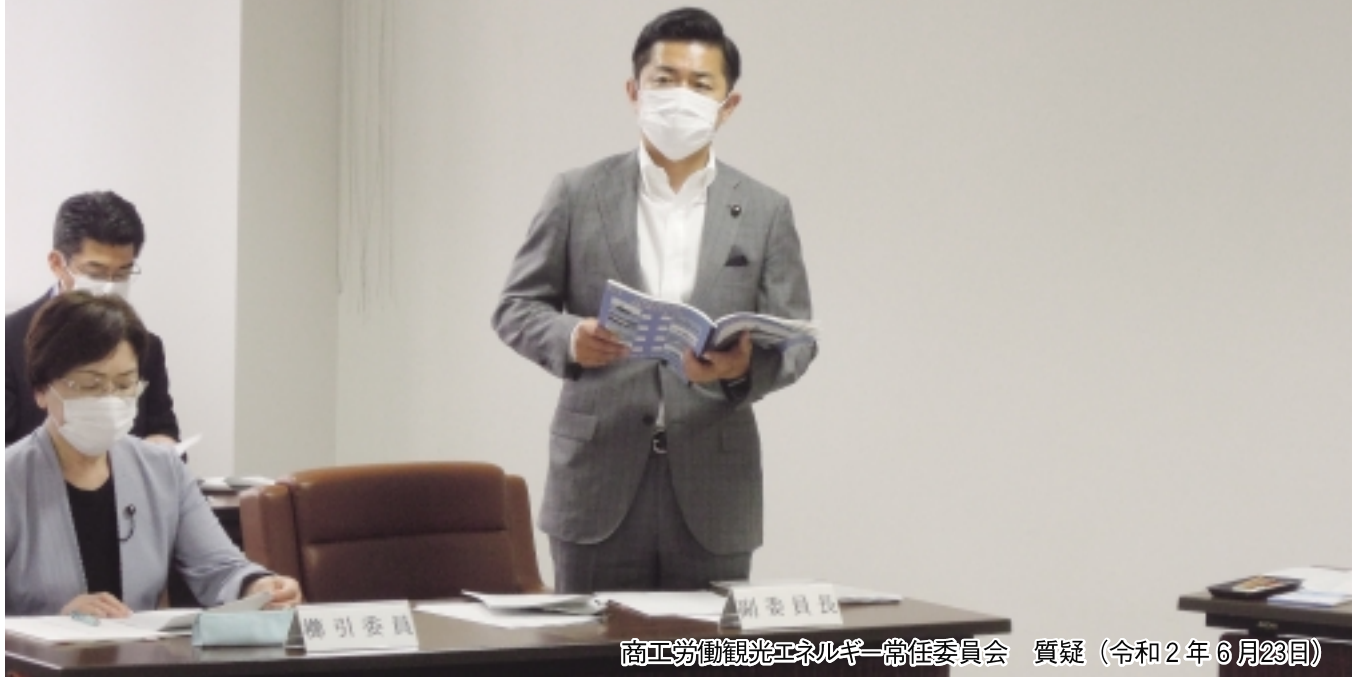


きくち

けんたろう

2020(令和2年)7月

感染症と共存する新たな社会に！



商工労働観光エネルギー常任委員会 質疑（令和2年6月23日）

新型コロナウイルス感染拡大が緊急事態宣言完全解除により、大きな峠を越えたように思われましたが、首都圏や大都市圏から感染者が再び出始め、その数は徐々に増加してきているように感じます。これ以上の感染拡大を阻止し、早く沈静化が実現してほしいものです。とはいえ、この間、懸念された医療崩壊を引き起こすことなく、世界的にみて、感染者数や死亡者数が極めて少ない状況は、正に幸いであると言わなければなりません。

しかし、地域経済を見ますと、ゴールデンウィークを含む長期間の休業要請により、宿泊や飲食業をはじめとするサービス業全体が収入を失い、極めて厳しい状況が続いております。今後、夏祭りや各種イベントも中止の予定であることから、存続の危機に瀕することは明かであり、地域社会維持のためにも各種支援体制の強化が必要であると考えます。

そのこともあり、先々月（5月）には臨時県議会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策関連の補正予算が上程され可決承認されました。これが大きな効果となって現れることを期待しています。今は、大切な人と地域のための行動を優先し、地域経済と感染撲滅に毅然と立ち上がるべきだと考えます。これからの感染症と共存する新たな社会では、地域協力は欠かせません。

つきましては、臨時議会後の5月と6月に開催された商工労働観光エネルギー常任委員会で、補正予算の実行性を含めた支援対策と、地域産業の牽引力である観光事業への対策について県を質しましたので、本書をお手元に送らせていただきます。ご一読頂ければ幸いです。

最後に、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

令和2年7月吉日

青森県議会議員 菊池憲太郎

令和2年5月

商工労働観光エネルギー常任委員会 質疑

要旨

令和2年5月21日に、県議会商工労働観光エネルギー常任委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響と、その対策について質問をした。中小企業の事業継続に向けた、電気料金など固定費の負担軽減策や、勤め先から休業手当が支払われない場合の労働者に対する支援、中堅企業向けの資金繰り支援などである。

県内観光への影響では、5月の県内主要宿泊施設への予約状況が、前年同月に比べて88.9%減少していることが質疑により明らかになった。また、県民向け宿泊モニターツアーキャンペーンの事業概要も明らかにされた。県内宿泊施設の利用が1泊5千円引きとなる。最後に、小・中・高等学校の県内修学旅行を提案して質問を終えた。答弁の詳細は、以下のとおりである。

質問

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている中小企業等への支援について



中小企業の事業継続に向け、電気料金など固定費の負担軽減策を検討する必要があると考えるが、県の見解を伺いたい。

- ◆ 5月18日に日本銀行青森支店が発表した県内金融経済概況によれば、「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から悪化している」とされ、厳しい経営環境におかれた中小企業にとって、家賃や電気・水道料金などの固定経費の捻出は、事業を継続していく上で大きな負担になると認識している。そのため、県では、県特別保証融資制度の中で5月1日から、国の対策に県単独の支援策を加えるなど、中小企業の資金繰りを支援しているところだ。
- ◆ 国においては、前年同期比で売上高が大きく減少している、中小企業者等に対する持続化給付金の創設や、雇用調整助成金の拡充に加え、第2次補正予算において、固定経費の中でも、大きなウェートを占める家賃の負担軽減により、幅広い中小企業者等の事業継続を、強力に支援することを検討しているとのことだ。



勤め先から休業手当が支払われない場合の労働者に対する支援に関する国の動向及び県の対策について伺いたい。

- ◆ 国では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた「雇用調整助成金」の特別措置を拡大し、令和2年4月1日から6月30日までの緊急特例期間にお

いては、助成率引き上げや申請書類の簡素化を行うほか、通常は同助成金の対象とならないパート・アルバイト等、雇用保険の被保険者でない労働者の休業も対象とするなど、受給要件の緩和も行っているところだ。

- ◆ 報道によれば、勤め先から休業手当が支払われない労働者を支援するため、国において新たな給付金を創設し、正社員及び雇用保険に加入していない非正規労働者が給付金を直接受け取れる仕組みを検討しているとのことだ。



数億円規模の融資を必要とする中堅企業向けに、例えば劣後ローンを活用した資金繰り支援なども検討する必要があると考えるが、県の見解を伺いたい。

- ◆ 県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業者の資金繰りを支援するため、5月1日付けで、県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の「災害枠」を拡充し、借入後3年間の利子補給や保証料の免除による支援を実施しているが、融資限度額が3,000万円であることから、数億円規模の融資を必要とする中堅規模の中小企業者については、本制度と併せて、日本政策金融公庫の融資等を活用するなどの対応が必要となる。
- ◆ 報道によると、国において、新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが苦しくなった大企業、中堅・中小企業向けに、劣後ローンによる資金繰り支援が検討されており、追加経済対策の2次補正予算案に「資本性資金の供給」が盛り込まれる予定となっている。

質問

新型コロナウイルス感染症による県内観光への影響の最新状況について伺いたい。

- ◆ 観光国際戦略局では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、県内観光への影響を定量的に把握するため、今月上旬、青森県月例観光統計の、調査対象となっている宿泊施設に対し、3月から5月までの宿泊実績、及び予約状況に関する調査を実施し、主要78施設中、66施設から有効な回答があった。
- ◆ 調査結果によると、3月の延べ宿泊者数は91,776人泊、前年比30.7%の減となっており、内訳は、日本人が90,730人泊で、前年比27.8%の減、外国人が1,046人泊で、前年比84.4%の減となっており、首都圏を中心に国内での感染が拡大したことにより、外国人のみならず、日本人についても影響が生じた。
- ◆ 次に、ゴールデンウィークを含む4月及び5月の影響については、4月の延べ宿泊者数は40,243人泊、

前年比74.1%の減となっており、内訳は日本人が39,771人泊で前年比71.3%の減、外国人が472人泊で前年比97.2%の減となっている。

5月の予約状況は21,664人泊、前年比88.9%の減となっており、内訳は日本人が21,628人泊で前年比88.3%の減、外国人が36人泊で前年比99.6%の減となっている。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛の要請、施設に対する休業要請（4月29日～5月6日）などの、感染防止対策が講じられる中、ゴールデンウィークを中心に、人の移動が減少したことによるものと考えられる。

- ◆ 県内観光への影響としては、桜まつりをはじめとする祭りやイベントが中止され、観光施設及び宿泊施設が休業するなど、多くの影響が出ているが、一方では、浅虫水族館や青森県立美術館などの県有施設は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じた上で、本日から開館しており、徐々に社会経済活動を再開する動きも見られるところだ。

質問

新型コロナウイルス感染症に係る 国内誘客の取組について



国内旅行需要緊急対策事業について、どのように取り組んでいくのか伺いたい。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、県内観光産業は、非常に厳しい状況にあるが、県では、事業者を支援していくことを第一に、国内誘客対策を、「事業継続」、「基盤整備」、「需要回復と地域再生」という三つの段階に応じて、感染状況及び事態の収束状況を見極めながら、それぞれの取組を切れ目なく重なり合う形で展開することとしている。
- ◆ まず、全国的な旅行需要の回復の前に、県民を対象に県内宿泊施設を応援するモニターキャンペーンを東日本大震災の復興支援で行った取組の10倍の規模で展開し、早期の事業者支援と県内需要の回復に取り組む。
- ◆ また、収束前の「基盤整備」としては、旅の目的として本県が選ばれるよう、旅マエにおける情報発信を強化するため、青森県観光情報サイト「アプティネット」の改修を行うほか、移動の制限等がある中、県外にいながらにして本県観光の魅力をリアルに体感・満喫することができる新たな旅の仕組み「人と地域をつなぐ『リモート観光』」を構築する。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症が収束し、全国的に需要が回復する段階では、国の消費喚起キャンペーンと

連動した相乗効果を目指し、首都圏からのモニターツアーを行い、宿泊事業者や着地型旅行商品の造成等に取り組む観光事業者等の支援と国内需要の回復に取り組む。



県内宿泊モニターツアーキャンペーン事業の取組内容と事業効果について伺いたい。

- ◆ 本事業では、県民による域内観光の推進に取り組む中において、県内宿泊施設を応援する大規模なモニターツアーを実施し、県内需要を喚起・拡大するとともに、宿泊事業者による新たなサービスの開発や、高付加価値化等を支援し、全国的な需要回復に先立ち、観光需要の事前把握や獲得、本県観光の滞在の質の向上を図ることとしている。
- ◆ 本キャンペーンでは、その周知・浸透、効果の獲得等を図るため、公益社団法人青森県観光連盟、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合、青森県民宿連合会の構成員など、事業趣旨に賛同いただける宿泊事業者を幅広く募集する。
- ◆ 本キャンペーンに参加する宿泊事業者には、宿泊プランを企画した上で、宣伝・販売を行っていただき、その実施に係る費用として、施設規模に応じ1施設当たり50万円又は20万円をキャンペーンへの参加が決定次第、速やかに支払うこととしている。
- ◆ その中で、キャンペーン参加要件である、新型コロナウイルス感染症予防の取組を進めることで、安全安心の受入態勢が強化されるとともに、魅力的な宿泊プランを造成することにより、「滞在の質の向上」が図られ、収束後に選ばれる施設となることにつながるものと考えている。
- ◆ また、モニターとして宿泊する県民にとっては、宿泊施設や地域の魅力を生かした宿泊プランが設定価格より5,000円割り引かれた金額で販売され、このプランを利用することで地域の魅力の発見につながる事が期待される。



(東奥日報/令和2年7月4日)

令和2年度5月補正予算 新型コロナウイルス感染症対策関連経費の概要

臨時県議会（R2.5.12～R2.5.15）において、新型コロナウイルス対策費を盛り込んだ補正予算が原案通り可決承認された。主な補正予算は次のとおりである。

補正予算額：4,725,947千円
うち新型コロナ関連：4,660,006千円

◆ 補正予算事業費総括表

区 分	専決第1号	専決第2号	5月補正予算	合 計
1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	85,239	2,434,550	3,098,050	5,617,839
2 雇用の維持と事業の継続	27,823,736		719,908	28,543,644
3 官民を挙げた経済活動の回復		1,000,000	842,048	1,842,048
計	27,908,975	3,434,550	4,660,006	36,003,531

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

区 分	説 明	事 業 費
危機対策本部の運営体制の確保	災害対策本部の運営に要する経費	22,408千円
検査体制強化	全自動PCR検査装置の導入、外部委託による検査体制の強化	282,137千円
入院患者病床確保	入院病床の確保、目標149床	121,425千円
軽症者等受入体制確保	軽症者等を受け入れる宿泊施設の確保 目標450室	676,158千円
感染症対策設備等整備	帰国者・接触者外来設置医療機関における設備等整備	403,032千円
	青森県立中央病院における人口呼吸器等の機器整備	58,059千円
介護関連施設における感染拡大防止対策	資機材の購入、ハンドブックや動画の作成、感染者発生時の消毒・洗浄費用に対する支援等	375,316千円
こども関連施設における感染拡大防止対策	資機材の購入支援、個室化改修に対する支援等	192,159千円
障害者支援施設における感染拡大防止対策	資機材の購入支援、感染者発生時の消毒・洗浄費用に対する支援等	71,118千円
感染拡大防止を図るための休業要請	休業要請等に協力する中小企業者への協力金（専決第2号対応）	2,434,550千円
感染症患者入院医療	感染症患者入院に係る医療費の公費負担	200,180千円
休業要請があった場合の代替サービスの確保	通所介護事業所、障害児者通所サービス事業所	119,700千円

◆ 給与・報酬削減

臨時県議会では、一般会計補正予算案など議案4件と報告5件の他、議員報酬を削減する特例条例案の議員発議1件も全会一致で可決した。

これにより、議長報酬は20%、副議長と議員の報酬は15%引き下げる。期間は、今年6月から来年3月まで。また、知事給与は20%、副知事給与も15%引き下げる。6月から一年間。

2 雇用の維持と事業の継続

区 分	説 明	事 業 費
事業継続に困難を来している事業者等への支援	青森県特別保証融資制度（経営安定化サポート資金「災害枠」）の融資枠の拡大（専決第1号）対応	26,830,000千円
	地域公共交通を維持するための各交通事業者に対する経営支援	475,862千円
生活に困っている人々への支援	県立高等学校等の教育費の負担を軽減するための支援	27,962千円
	私立高等学校等の教育費の負担を軽減するための支援	53,610千円
	収入減少等により住居を失う恐れのある困窮者への支援	12,474千円
税制措置	納税が困難な方に対する徴収猶予の実施等	

3 官民を挙げた経済活動の回復

区 分	説 明	事 業 費
地域経済の活性化	地域経済を維持、回復するための市町村の取組みに対する補助金（専決第2号）対応	1,000,000千円
	商工会等が行うクラウドファンディング等を活用したプレミアムお食事券の発行に対する支援	40,000千円
	販売が落ち込んでいる県産品の需要回復と県内外での販売活動の促進	104,306千円
	農業の労働力不足に対応するための営農大学校における研修に要する機械等の整備	32,767千円
	県産牛肉の学校給食への提供による需要喚起	283,805千円
	国内旅行需要回復に向けた情報発信及びキャンペーン企画、モニターツアー等の実施	274,081千円
	県産品の輸出拡大に向けたPR、通販サイトによる販売促進、販路開拓等の実施	52,839千円
公共投資の早期執行等	令和2年度上半期の公共事業等の発注計画（目標80.1%、766億円）	

商工労働観光エネルギー常任委員会 質疑（令和2年6月23日）

要旨

5月に続き6月の商工労働観光エネルギー常任委員会でも質疑に立った。新型コロナウイルスによる地域経済の悪化と雇用不安解消のためには、この機を逃さず県の姿勢と見解を質し、実効性のある政策を打ち出す必要があるという考えからである。

政府は6月19日に都道府県境をまたぐ移動の自粛制限を全面的に解除した。また、イベントの人数制限も1000人に緩和され、形の上では旅行やイベントの開催が可能な環境になったが、旅行者、消費者のマインドからは、未だ感染に対する恐怖心が消えず、従来の消費行動からはほど遠い状況にある。

そこで、令和2年度一般会計補正予算の「新しい生活様式対応推進応援金給付事業」や「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度、また、県が提唱している「人と地域をつなぐ『リモート観光』」の事業進捗状況について質疑を行った。特に、県内観光、所謂、「修学旅行の県内実施」に向けた、県の取組については、5月に引き続き6月も具体策の実現をもとめたこともあり、補助金が交付されることとなったことは一つの前進と言える。このことは、東奥日報6月27日の一面トップを飾って報じられた。

その他の質疑の内容は以下のとおりである。

【議案第1号 令和2年度青森県一般会計補正予算(第3号)案について】

問1 新型コロナウイルス感染症による県内商工業者における影響について伺いたい。

答弁：商工政策課

◆ 今年2月から4月にかけて実施した3度の影響調査に続き、6月11日から6月22日を調査期間として、4回目の調査を実施した。調査結果は以下のとおり。

項目	今回	前回	備考
最近1か月の売上が前年同期と比較して減少している。	378者中 322者 (85.2%)	353者中 273者 (77.3%)	影響拡大

売上が減少していると答えた割合の高い業種

飲食業が69者中69者（100%）

宿泊業が21者中21者（100%）

卸売業が21者中19者（90.5%）

小売業が73者中66者（90.4%）

問2

歳出7款1項2目 商工業指導費 新しい生活様式対応推進応援金給付事業の支給対象について伺いたい。

答弁：商工政策課

◆ 応援金の対象事業者は、「新しい生活様式」の導入・実践により県内での事業継続に取り組む大企業以外の法人や個人事業主であって、中小企業のほか、企業組合やNPO法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人や公益社団法人などの法人も広く対象とすることとしている。

◆ 支給要件は、

- ① 営業収入に伴う税の申告をしていること
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上げが20パーセント以上減少した月が存在すること
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針や業種毎のガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組んでいること
- ④ その取組を従業員及び顧客に対して周知していることの4点

問2 再質問

売上げの減少要件について、会費や協賛金による収入の減少も算定の対象とすべきであるが、県の考え方を伺いたい。

答弁：商工政策課

◆ 応援金の売上減少要件は、前年同月比で売上げが20パーセント以上減少した月が存在することとしており、その算定に当たっては、対象事業者が事業により得ている事業収入を比較することとしている。

◆ 事業収入の考え方として、臨時的な収入ではなく、恒常的な活動による収入を算定の対象とすることとし、例えば会費、協賛金、寄付金などの名称によらず、その収入の性格等により個別に判断することになると考える。

問3

歳出7款1項2目 商工業指導費 新しい生活様式対応組合等支援事業費補助の補助対象について伺いたい。

答弁：商工政策課

◆ 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域や、業界の活力を呼び戻し、感染拡大の防止と社会経済活動の、両立を図ることを目的として、業界団体等が行う「新しい生活様式」に対応した、新サービスの提供や販売促進活動等の取組を支援するもの。

- ◆ 支援の対象は、各法律に基づき組織化された事業協同組合、商店街振興組合、商工組合、生活衛生同業組合及び企業組合等とし、組合の設立や運営の指導・支援等を行う青森県中小企業団体中央会を申請窓口として、同会の会員・非会員の区別なく補助対象とすることとしている。

問3 地域経済を支えるさまざまな団体を幅広く補助対象とすべきと考えるが、県の考え方を伺いたい。

答弁：商工政策課

- ◆ 本事業は、組合活動が自主的・安定的に実施されることで、業界や地域へのより継続的な貢献が期待されることから、法に基づき組織化された組合等を対象として、県中小企業団体中央会との連携により実施するもの。
- ◆ なお、本事業で対象とならない団体についても、一定の要件を満たした場合、前答弁の「応援金」や国の「持続化給付金」の対象となるほか、市町村が地域の実情に応じて活用することができる「青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金」や、国や関係団体等が行う様々な地域振興事業への支援策も含め、感染症の影響を受けている事業者に必要な情報を周知し、有効に活用されるよう努めていく。

【所管事項1 観光事業者における新型コロナウイルス感染防止対策について】

問1 「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度の概要について伺いたい。

答弁：観光企画課

- ◆ 「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度は、新型コロナウイルスの感染防止対策を、自主的に実施する観光事業者の取組を促進し、観光客が安心して施設を利用できる環境を整えるとともに、その内容を「見える化」し、広く発信するもので、県及び公益社団法人青森県観光連盟が、連携して実施することとしている。
- ◆ 対象事業者は、自ら業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組んでいる宿泊施設、観光施設、旅行会社、交通機関や観光案内所などの県内観光事業者で、これらの施設を「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」として登録し、施設内に取組内容を示すポスターを掲示するほか、施設の名称を県のホームページ等に掲載し、国内外の旅行エージェントによる旅行商品の造成促進や、誘客プロモーション等でのPRに活用することとしている。

問2 登録制度の効果的な運用のため、県はどのように取り組んでいくのか伺いたい。

答弁：観光企画課

- ◆ 本制度は、県が個々の施設や事業者の感染防止対策を認証するものではなく、自主的に取り組みを行っている、観光施設の名称を取りまとめて情報発信するものであり、観光事業者等には、業種別に示されているガイドラインに基づいて、個別具体の感染防止対策に、それぞれ取り組んでいただくこととしている。
- ◆ しかし、観光事業については、事業形態や規模が多種多様であるため、事業者からは、類似のガイドラインがないといった声や、既存のガイドラインのみでは、具体の感染防止対策に取り組むことが難しいため、より分かりやすい事例を示してほしいといった声が上がっている。
- ◆ このため、県では、既存のガイドラインの適用が難しい業種のうち、例えば、製作体験等を実施している観光施設については、類似業種のガイドラインを基に、「青森県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー」の助言を踏まえて、本県独自のガイドラインを作成したところだ。
また、今後は、県内観光事業者等を対象に、感染防止対策の取組等に関する先進的取組事例等を紹介するセミナーの開催を予定している。

【所管事項2 「人と地域をつなぐ『リモート観光』の事業について】

問1 「人と地域をつなぐ『リモート観光』の事業進捗状況について伺いたい。

答弁：誘客交流課

- ◆ 県では、現在の社会状況に対応した新しい観光のスタイルとして「人と地域をつなぐ『リモート観光』」を提唱している。これは、新型コロナウイルスによる外出制限をきっかけに現在多様な分野でリモートでの取組が進められている中、観光にもこれを取り入れたもので、遠くにいながらも、現実に近い体験ができるよう取り組んでいきたいと考えている。
- ◆ 当該業務については公募型プロポーザル方式により5月20日から企画提案を募集し、8社の企画提案書による書面審査会を6月5日に開催した。審査の結果、最も点数の高かった株式会社電通東日本青森営業所を契約予定者に決定した。
- ◆ 現在、業務委託のための契約手続きを進めているが、業務委託の内容を十分に精査し、県が目指す成果を最大限に獲得できるようにしていきたいと考えている。
- ◆ また、7月には「リモート観光」に関するデモ

ンストレーション等を行い、認知度を高め、県内外から多くの参加者を集め、県外にいながら様々な旅の楽しみを満喫できる「リモート観光」を作り上げていく。

【所管事項3 域内観光の推進について】

問1 修学旅行の県内実施に向けた、県の取組状況を伺いたい。

答弁：誘客交流課

- ◆ 修学旅行の県内実施については、先月の常任委員会での意見を踏まえ、検討を進めてきた。
- ◆ 具体には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県外への修学旅行の延期や中止を検討している学校に、県内での修学旅行の実施を促すこととし、県内での修学旅行実施に対して補助金を交付することとした。
- ◆ 補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により対象事業が減少した「大規模MICE開催費補助金」の制度を活用し、修学旅行の参加者の県内延べ宿泊者数に応じて、修学旅行を運営する旅行会社に対して5万円から30万円の補助金を交付することとしている。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うMICEのキャンセルは、今後も増える見込みであることから、補助金の対象を県内外の学校の修学旅行に拡大することで、新たに県内修学旅行の需要を喚起し、県内延べ宿泊者数を増加させ、打撃を受けている観光事業者、宿泊施設等への支援に繋がりたいと考えている。
- ◆ 今後は、県教育委員会及び市町村教育委員会へ当該制度を周知していくとともに、補助金の交付先と



なる旅行会社にも周知し、各学校に提案いただくよう依頼していく。

【所管事項4 再生可能エネルギーの導入について】

問1 再生可能エネルギーの主力電源化の意義と課題について伺いたい。

答弁：エネルギー開発振興課

- ◆ 国のエネルギー基本計画では、2030年までに目指すべきエネルギーミックスの確実な実現に向け、徹底した省エネルギーや火力発電の高効率化などのほか、再生可能エネルギーの主力電源化に取り組むことで、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給を目指している。
- ◆ その上で、再生可能エネルギーについては、温室効果ガスを排出しない低炭素な国産エネルギー源である一方で、現時点では出力不安定などの安定供給、発電コストが高いといった経済効率性など様々な課題があるとされているところだ。

問2 固定価格買取制度における、再生可能エネルギー発電促進賦課金の家計への負担額は、どの程度となっているのか伺いたい。

答弁：エネルギー開発振興課

- ◆ 再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が買い取る費用は、電気の利用者から広く集められる「再生可能エネルギー発電促進賦課金」により賄われているところだが、固定価格買取制度が導入された2012年度以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んだことにより、一般家庭等における当該負担額は年々上昇している状況にある。
- ◆ 今年度における再エネ賦課金単価については、1キロワット・アワー当たり2.98円と導入当初の約13.5倍となっており、一般的な家庭の平均的なモデル（1か月の電気使用量が260キロワット・アワー）における負担額は、月額774円となり、賦課金総額では年間約9,288円になっている。
- ◆ なお、国では、固定価格買取制度の導入以降の顕在化した課題を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立が図られるよう、大規模太陽光発電への入札制度導入などの法改正等を行っているところだ。

発行者 **菊池憲太郎事務所**

〒035-0021 むつ市田名部品ノ木 34-68

TEL 0175-33-8544 FAX 0175-23-3339